

阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の  
上限変更の認可申請に係る審議（6回目）

1. 日 時

令和5年7月18日（火） 10：40～10：50

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、宮田、本間、廣井、堤、  
田崎、近田

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和5年7月11日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更の認可申請について、申請どおり認可することは適当である旨答申することとした。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。